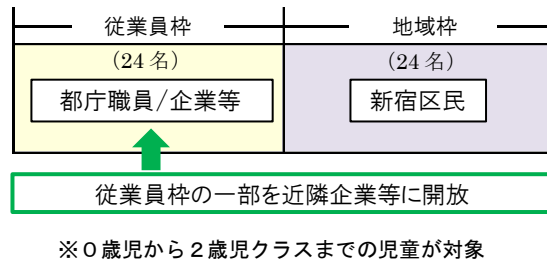
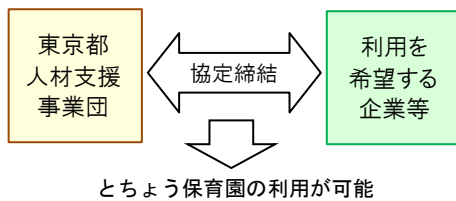


# とちよう保育園を利用する企業等を募集します！

とちよう保育園（新宿区認可の事業所内保育所）では、都の待機児童対策のシンボリック事業として、地域の方々や近隣企業等の従業員のお子さんを受け入れています。この度、令和5年度から令和7年度までの利用を希望する企業等を募集いたします。利用方法等は以下の通りです。

## 1 利用にあたって

利用を希望される企業等は、都庁内保育所の主たる設置者である（一財）東京都人材支援事業団と利用方法等を定めた協定を締結していただきます。



## 2 利用方法

### 実績利用

空き枠の範囲内で、企業の状況に応じ、利用したい期間だけ、月単位で利用できます。

企業等負担の金額は、お問い合わせください。

なお、利用者には、企業等負担とは別に、利用者が居住する自治体が所得に応じて決定する保育料を負担していただきます。

### 【募集数】

7者程度

## 3 対象・応募方法等

・利用できる企業等の対象や応募方法等の詳細については、（一財）東京都人材支援事業団ホームページ掲載の「とちよう保育園の共同利用に係る応募要項」でご確認ください。

## 4 募集日程

応募申込受付 令和5年1月26日（木）から令和7年10月31日（金）まで  
利用企業等決定 受付完了から約2か月後  
令和5年4月入園の場合は、令和5年2月中旬までに決定し、協定を締結します。

### 【令和5年4月入園について】

現協定締結企業及び令和4年12月までにご連絡をいただいた企業様へ別途ご案内しています。

※令和5年5月以降の入園募集は、空き枠がある場合に行います（3月入園はありません。）。

空き状況は、（一財）東京都人材支援事業団のホームページに掲載します。

## 5 応募要項・応募書類一覧

応募要項

応募書類一覧

- ・様式1 とちょう保育園の共同利用に係る応募申込書
- ・様式2 基本情報及び連絡先
- ・様式3 利用意向調査票
- ・様式4 児童状況票
- ・（法人の場合）法人登記事項証明書
- ・（個人事業主の場合）個人事業の開業届出書の写し（「給与等の支払の状況」を記載したもの）
- ・法人（個人事業主）の概要・沿革がわかる資料（パンフレット等で可）
- ・納税証明書

【問合せ先】（一財）東京都人材支援事業団 業務部管理課保育所運営担当 野口  
電話：03 - 5320 - 7428 メールアドレス：hoiku@tokyo-jinzai.or.jp